

事務処理ミスの状況 令和6年11月公表分

(弘前市総務部人事課)

【 定期公表 1件 】

No.	判明 年月日	概 要	分 類	所管課等
1	R6.8.1	市内法人の滞納税について、当該法人の代表取締役個人が地方税法に規定する第二次納税義務を負うものと誤認し、代表取締役名義の資産に対して滞納処分を行ったもの。	誤徴収	収納課

事務処理ミス等の概要

課室名： 収納課

問い合わせ先： 0172-35-1111 内線233

事務処理ミス等の名称	第二次納税義務適用誤りによる滞納処分の取消し
発生日(分かる場合)	令和6年3月
判明日	令和6年8月1日(木)午後3時頃
事務処理ミス等の概要	市内法人の滞納税について、当該法人の代表取締役個人が地方税法に規定する第二次納税義務を負うものと誤認し、代表取締役名義の資産に対して滞納処分を行ったもの。
判明した経緯	令和6年8月1日、弁護士より問い合わせの電話があり判明。
関係者への対応状況	本件滞納処分、第二次納税義務等について確認したところ、代表者個人として第二次納税義務を負わない事案であることが判明したため、滞納処分を取消し、令和6年9月13日に徴収金を還付済。
事務処理ミスの原因	地方税法で定める第二次納税義務に関する知識不足及び審査が不十分であったため。
再発防止のための改善策	<ul style="list-style-type: none">・法解釈及び運用の確認を徹底し、適正な滞納処分を行う。・各種研修等により法律知識の習得を図る。